

古賀市シティプロモーション推進委託

【公募型プロポーザル実施要領】

令和 7 年 5 月

古賀市総務部経営戦略課

1 プロポーザルの概要

(1) 目的

古賀市の人口は2025年をピークに減少に転じ、高齢化がさらに進展すると予測され、地域における人口減少は、域内消費の減少や経済・産業の担い手減少による地域経済力の衰退につながる。また、地域の担い手となる生産年齢人口は減少する一方、老年人口が増加すれば、医療・福祉サービスの増加などにより財政負担が大きくなる。このような地域活力の低下は、さらなる人口の減少を招くという悪循環につながることを懸念される。人口減少を抑制し市の活性化を図るための一つの方策として、市の知名度向上及び地域イメージの確立、古賀市ブランドの創出・育成に戦略的に取り組み、関係人口及び移住定住人口の増加につなげていく必要がある。そのため、市民や事業者との協働による双方向のシティプロモーションに取り組み、シティブランディングの推進とシビックプライド(市民の誇りや愛着)の醸成を図ることを目的とする。

(2) 業務概要

① 事業名 古賀市シティプロモーション推進委託

② 履行場所 古賀市内

③ 業務内容

「令和7年度古賀市シティプロモーション推進委託仕様書(案)」(別紙1)のとおり
※仕様書の内容は現時点での予定であり、審査決定後、提案等を受ける中で変更する可能性がある。

④ 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

⑤ 提案上限額	<u>令和7年度 3,300千円(消費税及び地方消費税10%を含む。)</u>
	<u>令和8年度 4,400千円(同 上)</u>
	<u>合 計 7,700千円(同 上)</u>

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模(業務量)を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

2 参加資格の要件

本プロポーザルに参加しようとするものは次のすべての要件を満たしていること。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで参加事業者としては取り扱わないものとする。

(1) 古賀市一般(指名)入札参加資格等に関する規程(平成9年4月告示第27号)第3条に規定する令和5年・令和6年度一般(指名)競争入札参加資格者名簿「物品・役務」(サービス)又は(映画・広告)に登録されている者であること。

ただし、本件に限り、同登録の申請を受理された者でも可能とする。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと。

(3) 市から古賀市指名停止措置要綱(平成18年3月告示第40号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平

成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限以前になされている場合はこの限りでない。

- (5) 暴力団排除に関する特約条項第 1 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (7) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

3 スケジュール

公募実施スケジュール（予定）は以下のとおりとする。

項 目	日 時
プロポーザル実施の公表	令和 7 年 5 月 27 日（火）
質問書受付期限	令和 7 年 6 月 3 日（火） 16 時
参加申込書提出期限	令和 7 年 6 月 9 日（月） 16 時
質問回答日	令和 7 年 6 月 10 日（火）までに回答
企画提案書等提出期限	令和 7 年 6 月 16 日（月） 16 時
一次審査結果通知	令和 7 年 6 月 19 日（木）までに通知
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和 7 年 6 月 26 日（木）（予定）
受託候補者選考結果通知	令和 7 年 6 月 30 日（月）（予定）
契約締結	令和 7 年 7 月上旬（予定）

4 提出書類等

- (1) 提出資料及び提出部数

次の①～⑤の書類全てを提出すること。

提出書類名		様式	提出部数等	
			正本	副本
①	参加申込書	様式第 1 号	1	
②	業務実績書	様式第 2 号	1	
③	企画提案書 （業務実施体制・業務工程表を含む）	様式第 3 号及び 任意様式	1	データ
④	見積書（積算内訳・積算根拠を含む）	任意様式	1	データ
⑤	質問書（必要がある場合のみ）	様式第 4 号	1	

※本プロポーザルに関する様式は、古賀市公式ホームページからダウンロードすること。

- (2) 企画提案書の任意様式

- ・企画提案書は A4 判カラー印刷（A3 判の折り込み可）とし、両面印刷とすること。
- ・企画提案書は目次及びページ番号をつけること。なお、ページ数に制限は定めない。
- ・企画提案書の末尾に、業務実施体制及び業務工程表を記載すること。
- ・企画提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記載すること。
- ・仕様書（別紙 1）の業務項目に沿った企画提案書を作成すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により古賀市経営戦略課へ提出すること。

- ・持参の場合は、開庁日の9時から16時までの間に持参すること。
- ・郵便の場合は、提出期間に必着のこと。
- ・提出書類は印刷したものを1部、③企画提案書及び④見積書については併せて同一内容のデータを提出すること。データの提出媒体は任意とする。

(4) 関係書類の提出期限

- ・参加申込書：令和7年6月9日（月）16時必着
 - ・企画提案書等：令和7年6月16日（月）16時必着
- ※提出期間内であれば、再提出及び差替えは可能とする。

5 質疑応答

(1) 質疑に係る提出様式

質問書（様式第4号）

(2) 提出期限

令和7年6月3日（火）16時

(3) 提出方法

電子メールによる

※電話、FAXによる質問には回答できません。

(4) 提出先（古賀市総務部経営戦略課）

E-Mail：pr-koho@city.koga.fukuoka.jp

(5) 回答方法

回答は、全ての質問をとりまとめたうえで、参加申込書を提出したすべての者に対し、令和7年6月10日（火）までに電子メールにて行うものとする。

6 受託候補者の選考について

受託候補者の選考は一次審査、二次審査に分けて実施する。

一次審査は、市の事務局において参加資格の要件の適格性及び提出書類について審査するものとし、二次審査は、古賀市シティプロモーション推進委託公募型プロポーザル選考委員会（以下「委員会」という。）を設置し、企画提案の内容について総合的に評価する。

(1) 一次審査

- ・一次審査の結果は、企画提案書等を提出したすべての者に対し、様式第1号に記載された担当者の電子メール宛てに令和7年6月19日（木）までに通知する。
- ・一次審査結果通知に記載した内容以外の質問には回答しないものとする。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

- ・実施日：令和7年6月26日（木）（該当者には別途メールにて通知）
- ・会場：古賀市役所第二庁舎501会議室（福岡県古賀市駅東1丁目1番1号）
- ・時間配分：事前準備5分、説明20分、質疑応答15分
- ・内容：企画提案書に基づく提案内容の説明
- ・その他留意事項
 - プレゼンテーション審査は、市において定めた審査基準（別紙2）に基づき実施する。
 - 説明においては、企画提案書に記載のない新たな提案は行うことができない。
 - 市において、スクリーン及びプロジェクターを準備する。これ以外に必要な機器、道具など（PC等を含む。）は、提案者において準備すること。

(3) 受託候補者選考結果通知

審査の結果については、令和7年6月30日（月）、プレゼンテーションを行った者に文書にて通知する。

7 契約に関する基本事項

(1) 契約方法

委員会の審査において各委員の合計点数の平均が最も高かった者を受託候補者とし、契約締結に向け交渉するものとする。ただし、合計点数の平均が審査基準（別紙2）に定める基準に満たなかった場合はその限りでない。

また、交渉の結果、契約締結に至らなかった場合は、次点の者を受託候補者とする。

なお、本契約は令和7年度古賀市一般会計予算が議会で可決されたことをもって契約できるものである。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、受託候補者とともに内容を確認の上、決定するものとする。

(3) 契約日

契約日は、令和7年7月上旬予定とする。

(4) 契約保証金

契約締結にあたっては、古賀市財務規則（平成9年規則第20号）第118条第1項の規定により、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第2項の規定により保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(5) 契約締結における個人情報の取り扱い

契約締結にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

い。

8 参加事業者の失格

参加申込書を提出した者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領で定めた様式、提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (5) 契約締結の日までに参加資格を満たさなくなった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

9 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 原則として提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的外の使用はしない。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的の範囲で複製することがある。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- (6) 参加を辞退する場合は、すみやかに古賀市経営戦略課へ連絡すること。
- (7) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本の通貨に限る。
- (8) 電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

10 問い合わせ先（書類提出先）

古賀市 総務部経営戦略課広報公聴係

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号

E-mail : pr-koho@city.koga.fukuoka.jp

電話 : 092-942-1346 / FAX : 092-942-3758